

# 行政に対する苦情の受理状況報告書

(令和2年6月分)

参議院行政監視委員会では、「行政に対する苦情の取扱いについて」(平成30年12月10日理事会確認)に基づきまして、広く国民の皆様から行政に対する苦情を受け付けております。

## 行政に対する苦情の取扱いについて

### 1. 苦情の範囲

行政監視委員会は、行政制度・施策の改善及び行政運営上の遅延、不適切、怠慢、不注意、能力不足などによって生じた不適正行政による具体的な権利・利益の侵害に関する苦情を受理する。

### 2. 苦情の受付

苦情は、参議院ホームページ上の入力フォームのほか、行政監視委員会又は同委員長に宛てた封書・はがき及びFAXにより受け付ける。

### 3. 受理した苦情の委員への報告

受け付けた苦情のうち、内容が不適当なもの以外の苦情を受理し、調査室において報告書(月報)として取りまとめ、委員に配付する。

### 4. 行政監視委員会における調査への活用

受理した苦情は、行政監視委員会において調査の端緒として活用する。

行政に対する苦情受付制度は、本委員会が行政監視活動を行うに当たり、国民の皆様から寄せられた行政に対する苦情を基礎的な資料・情報源の一つとして活用しようとするものです。寄せられた苦情に対して個別に答えるものではありません。また、行政以外の立法や司法等に関する苦情は対象ではありません。

令和2年7月

参議院行政監視委員会調査室

## 行政に対する苦情の受理状況（令和2年6月1日～30日）

上記期間に受理した苦情は、以下の129件です。

苦情に関するお問い合わせ：行政監視委員会調査室（内線75363）

	件名・要旨	受理年月日
1	<p>[動物愛護管理法改正を踏まえた動物取扱業者に対する遵守基準の具体化について]</p> <p>改正動物愛護管理法の規定に基づき、環境省の「動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会」において、動物取扱業者が遵守すべき具体的な数値基準（飼養施設の構造・規模、環境の管理、繁殖の方法等）が検討されているが、動物の立場になって検討せずペット業者に寄り添う環境省の姿勢は問題である。</p>	R2.6.1 ホームページ
2	<p>[製造たばこ小売販売業の廃止手続について]</p> <p>死亡した父親が行っていた製造たばこ小売販売業について、事業を引き継がないにもかかわらず承継手続をしてから廃業届を提出するよう財務局から指摘されたが、このような手続は不要であり、改善されるべきである。</p>	R2.6.1 ホームページ
3	<p>[新型コロナウイルス感染症対策（消費税の減税等）について]</p> <p>歯科技工士として自営しているが、新型コロナウイルス感染症の影響で患者数・技工物のニーズが減っており、各種税金の支払いに貯金の取崩しや借金で対処しているような状況にある。皆が苦しんでいる状況を踏まえ、消費税の減税、複数回の10万円給付、住民税等免除が可能な税についての本年の免除といった対策を講じてほしい。</p>	R2.6.2 ホームページ
4	<p>[持続化給付金業務の委託契約に対する検査について]</p> <p>持続化給付金業務の一般社団法人サービスデザイン推進協議会への委託契約の経緯について、徹底した検査の実施を希望する。</p>	R2.6.2 ホームページ
5	<p>[持続化給付金業務の委託契約に対する会計検査院の検査について]</p> <p>持続化給付金業務の一般社団法人サービスデザイン推進協議会への委託契約について、会計検査院による徹底した検査の実施を希望する。</p>	R2.6.2 ホームページ
6	<p>[持続化給付金業務に対する検査について]</p> <p>持続化給付金業務について、徹底した検査の実施を希望する。</p>	R2.6.2 ホームページ
7	<p>[障害年金について]</p> <p>66歳で腹膜透析の手術を受け、障害年金を受給しようとしたところ、請求は65歳になるまでに行う必要があるとして断られた。何年も苦しい思いをして手術を行う時期を66歳まで延ばしてきたが、その結果として、年齢を理由に障害年金が受給できないのは、制度に欠陥があるのではないか。</p>	R2.6.3 ホームページ
8 9	<p>[消費税の減税について]</p> <p>現在の政府にできる正しい政策として、消費税を減税してほしい。</p>	R2.6.3 ホームページ